

**東久留米市デマンド型交通  
運行計画（実験運行）**

**令和元年 8 月**

**東久留米市**

# — 目 次 —

1. 運行計画策定の趣旨	1
2. 運行計画	1
(1) 運行の態様	1
(2) 運行主体	1
(3) 運行計画表	1
(4) 共通乗降場一覧	3
(5) 共通乗降場箇所図	4
3. 今後の地域公共交通会議について	5
4. 実験運行開始までの流れ	5
参考資料	6
(1) 道路運送法抜粋	7
(2) 道路運送法施行規則抜粋	7
(3) 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項 に掲げる協議が調っていることの証明書	9
(4) 東久留米市地域公共交通会議設置要綱	11
(5) 東久留米市地域公共交通会議の開催経緯	13
(6) 地域公共交通会議委員名簿	13

## 1. 運行計画策定の趣旨

東久留米市では、「東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画」に示された基本的な施策に基づき、財政状況を勘案し地域性や道路環境を考慮した地域公共交通の充実に向け、子育て世帯、高齢者を対象に財政負担とサービス水準との均衡を念頭に多面的な視点から検討し短期的な施策とした「東久留米市デマンド型交通の実験運行に向けた運営方針」（以下：「運営方針」という。）を平成31年2月に取りまとめております。

デマンド型交通の実験運行を進めるため、道路運送法の位置づけによる「東久留米市地域公共交通会議」（以下：「交通会議」という。）を設置し、運営方針に示された13項目などについて協議を重ね、運行開始に必要な協議が調ったことから、運行の態様や運行主体などの考え方を取りまとめ、実験運行開始に向けた具体的な取り組みを進めていくため「東久留米市デマンド型交通運行計画（実験運行）」を策定するものです。

## 2. 運行計画

東久留米市デマンド型交通の実験運行は次のとおりとします。

### (1) 運行の態様

道路運送法第4条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める「区域運行」とする。

### (2) 運行主体

運行は東久留米市に属し、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者とする。

### (3) 運行計画表

No.	項目	内容
1	運行方式	乗合方式
2	登録できる方	東久留米市に住民登録されている以下の方。 ・70歳以上の方 ・妊婦の方 ・0～3歳児
3	利用できる方	・登録者 ・登録者と同乗する方（登録者の介助者・保護者・同一世帯の方）
4	利用方法	①事前に市へ利用登録の申請を行う ②市が利用登録証を発行（利用登録証は、予約時や利用時に必要となる） ③利用者は予約専用ダイヤルに直接電話をかけ、予約する（登録者氏名又は登録番号、利用日時、出発地と目的地※1、利用人数※2、希望出発時刻又は希望到着時刻を伝える） ※1 予約時の出発地と目的地はそれぞれ一か所のみ指定できます。 ※2 予約時の利用人数より多い人数での利用は原則できません。 ※ 乗降に際して、運転手による介助はできません。

No.	項目	内容
5	運行エリア	東久留米市内及び隣接市の公立病院 (公立昭和病院、多摩北部医療センター)
6	運行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅または利用登録時指定場所から共通乗降場まで</li> <li>・ 共通乗降場から自宅または利用登録時指定場所まで</li> <li>・ 共通乗降場から共通乗降場まで</li> </ul> ※途中乗り降りすることはできません。
7	共通乗降場	全33箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設 (東久留米駅西口、東口)</li> <li>・ 公共公益施設 (行政サービス施設、公立病院 (公立昭和病院、多摩北部医療センター))</li> </ul>
8	車両・台数	ジャンボタクシー (ワゴンタイプ・10人乗り (運転手含む)) ・ 3台 (デマンド型交通専用車両)
9	利用料金	1人1回500円 (小学生までは無料) 乗車時現金前払い制 予約時の有料利用者2名以上での利用は1人1回300円 (同一地点での乗降時に限ります)
10	運行日	月曜日から金曜日 (土曜、日曜、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) は運休)
11	運行時間	午前9時から午後5時まで ※午前9時に車両が営業所を出発し、午後5時までに目的地へ到着する時間まで
12	予約受付時間等	予約受付時間：運行日の午前9時から午後5時まで 予約の受付：利用の1週間前から利用当日の1時間前まで (午前10時までに乗車を希望される場合は、前運行日までの予約が必要)
13	計画期間	実験運行の開始から5年

#### (4) 共通乗降場一覧

No	名称	所在地
1	東久留米駅西口	東久留米市本町1-4-1
2	東久留米駅東口	東久留米市東本町1-8
3	市役所本庁舎	東久留米市本町3-3-1
4	東久留米市在宅療養相談窓口(白十字訪問看護ステーション内)	東久留米市本町2-2-5
5	地域子ども家庭支援センター 上の原	東久留米市上の原1-2-44
6	上の原連絡所	東久留米市上の原1-4-11
7	南部地域センター	東久留米市ひばりヶ丘団地185
8	子どもセンターひばり	東久留米市ひばりヶ丘団地8-11
9	西部地域包括支援センター	東久留米市下里4-2-50
10	地域子育て支援センター「はこぶね館」(下里しおん保育園内)	東久留米市下里7-8-20
11	中部地域包括支援センター	東久留米市幸町1-19-5
12	東久留米市在宅介護支援センター	東久留米市幸町3-11-10
13	浅間町地区センター	東久留米市浅間町2-24-16
14	子どもセンターあおぞら	東久留米市前沢4-25-8
15	東部地域センター	東久留米市大門町2-10-5
16	東京ドームスポーツセンター東久留米	東久留米市大門町2-14-37
17	教育センター滝山相談室(市立西中学校内)	東久留米市滝山2-3-23
18	西部地域センター	東久留米市滝山4-1-10
19	わくわく健康プラザ	東久留米市滝山4-3-14
20	生涯学習センター	東久留米市中央町2-6-23
21	東京都地域連携型認知症疾患センター(前田病院内)	東久留米市中央町5-13-34
22	中央町地区センター	東久留米市中央町6-1-1
23	コミュニティホール東本町	東久留米市東本町7-6
24	成美教育文化会館	東久留米市東本町8-14
25	中部地域包括支援センター本部	東久留米市南沢5-18-36
26	南町地区センター	東久留米市南町3-9-45
27	ごみ対策課庁舎	東久留米市八幡町2-10-10
28	八幡町地区センター	東久留米市八幡町2-7-61
29	東部地域包括支援センター本部	東久留米市氷川台2-6-6
30	野火止地区センター	東久留米市野火止2-1-83
31	下里コミュニティ図書室	東久留米市柳窪5-1-25
32	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1
33	多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1

\*No17教育センター滝山相談室はNo18番西部地域センター内へ移転予定のため、令和2年3月末を以って削除予定

\*具体的な乗降位置については、今後、施設管理者、運行事業者と協議し決定してまいります。

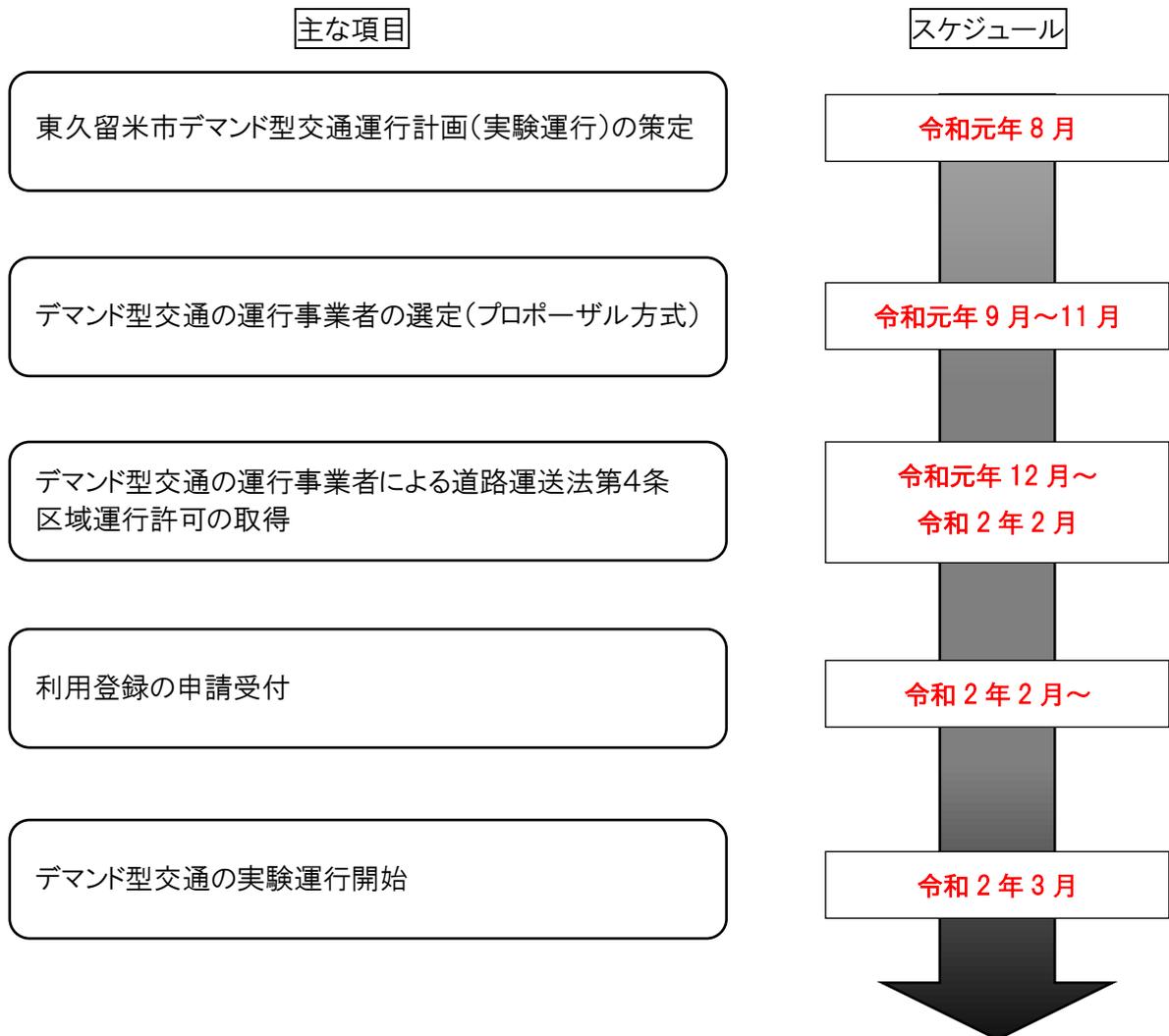
(5) 共通乗降場箇所図



### 3. 今後の地域公共交通会議について

交通会議は実験運行開始後も毎年度開催し現状や課題等の情報の共有により、共通認識を持ち本市における公共交通のあり方等について、検討、協議を頂き、よりよい地域公共交通の実現に繋げてまいります。

### 4. 実験運行開始までの流れ



## 参 考 资 料

## (1) 道路運送法抜粋

### (種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

### (一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

## (2) 道路運送法施行規則抜粋

### (一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様)

第三条の三 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

- 一 路線定期運行
- 二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。）
- 三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。）

### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
  - 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  - 五 実施予定日
- 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
  - イ 道路管理者
  - ロ 都道府県警察
  - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

### (3) 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和元年8月28日付け東久留米市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

#### 記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域  
東久留米市内及び隣接市の公立病院（公立昭和病院、多摩北部医療センター）
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間  
区域運行
  - ・ 自宅または利用登録時指定場所から共通乗降場まで
  - ・ 共通乗降場から自宅または利用登録時指定場所まで
  - ・ 共通乗降場から共通乗降場まで※自宅または利用登録時指定場所及び共通乗降場については随時追加削除を行う。

#### 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区 分	内 容
利 用 料 金	・ 1人1回500円 ・ 小学生以下無料
特 別 の 適 用 方 法	・ 予約時の有料利用者2名以上での利用は1人1回300円 (同一地点での乗降時に限る)

- 4 適用する期間または区間その他の条件を付す場合はその条件  
適用期間 令和2年3月から令和7年3月まで  
運 行 日 月曜日から金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）  
運行時間 午前9時から午後5時まで  
※午前9時に車両が営業所を出発し、午後5時までに目的地へ到着する時間まで  
運行主体 運行は東久留米市に属し、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者  
そ の 他 別紙のとおり

令和元年8月28日

東久留米市地域公共交通会議

会長 藤井 敬宏

(別紙) 東久留米市地域公共交通会議において協議が調った「東久留米市デマンド型交通実験運行」の運行内容

1	運行方式	乗合方式
2	登録できる方	東久留米市に住民登録されている ・70歳以上の方 ・妊婦の方 ・0～3歳児
3	利用できる方	・登録者 ・登録者と同乗する方（登録者の介助者・保護者・同一世帯の方）
4	利用方法	①事前に市へ利用登録の申請を行う ②市が利用登録証を発行（利用登録証は、予約時や利用時に必要となる） ③利用者は予約専用ダイヤルに直接電話をかけ、予約する（登録者氏名又は登録番号、利用日時、出発地と目的地 <sup>※1</sup> 、利用人数 <sup>※2</sup> 、希望出発時刻又は希望到着時刻を伝える） ※1 予約時の出発地と目的地はそれぞれ一か所のみ指定できます。 ※2 予約時の利用人数より多い人数での利用は原則できません。 ※ 乗降に際して、運転手による介助はできません。
5	運行エリア	東久留米市内及び隣接市の公立病院（公立昭和病院、多摩北部医療センター）
6	運行形態	・自宅または利用登録時指定場所から共通乗降場まで ・共通乗降場から自宅または利用登録時指定場所まで ・共通乗降場から共通乗降場まで
7	共通乗降場	全33か所（別紙位置図参照） ・鉄道施設（東久留米駅西口、東口） ・公共公益施設（行政サービス施設、公立病院（公立昭和病院、多摩北部医療センター））
8	車両・台数	ジャンボタクシー（ワゴンタイプ・10人乗り（運転手含む））・3台（デマンド型交通専用車両）
9	利用料金	1人1回500円（小学生までは無料） 乗車時現金前払い制 予約時の有料利用者2名以上での利用は1人1回300円（同一地点での乗降時に限ります）
10	運行日	月曜日から金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）
11	運行時間	午前9時から午後5時まで ※午前9時に車両が営業所を出発し、午後5時までに目的地へ到着する時間まで
12	予約受付時間等	・予約受付時間：運行日の午前9時から午後5時まで ・予約の受付：利用の1週間前から利用当日の1時間前まで ※午前10時までに乗車を希望される場合は前運行日まで予約が必要
13	計画期間	実験運行の開始から5年

## (4) 東久留米市地域公共交通会議設置要綱

東久留米市訓令乙第58号

東久留米市地域公共交通会議設置要綱を次のように定める。

平成31年4月9日

東久留米市長 並 木 克 巳

### 東久留米市地域公共交通会議設置要綱 (設置)

第1 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、東久留米市における需要に応じた市民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、東久留米市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員の構成)

第3 交通会議は、次に掲げる委員14人以内をもって構成する。

- (1) 東久留米市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 第2号に規定する事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 第3号に規定する事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 市民又は旅客
- (7) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 警視庁田無警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(交通会議の運営)

第5 交通会議には会長を置く。

2 会長は第3に規定する委員のうちから、委員の互選により選出する。

3 会長は、交通会議を代表し、会議を総括する。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

8 交通会議の庶務は、都市建設部道路計画課において処理する。

(報償)

第6 委員に対しては、職務の遂行に係る報償を予算の範囲内で支給することができる。ただし、第3に規定する委員のうち公務員の職務として出席する者には支給しない。

(協議結果の取扱い)

第7 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第8 交通会議は、軽微なものと認められる変更事項の協議については、当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月9日から施行する。

(5) 東久留米市地域公共交通会議の開催経緯

回数	開催日時	会場
第1回	令和元年5月27日 午後2時	市役所本庁舎 7階702会議室
第2回	令和元年6月25日 午前10時30分	市役所本庁舎 7階702会議室
第3回	令和元年7月31日 午後2時	市役所本庁舎 7階702会議室
第4回	令和元年8月28日 午後2時	市役所本庁舎 2階205会議室

(6) 地域公共交通会議委員名簿

No.	区分	団体・役職	氏名
1	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	西武バス株式会社 運輸計画部 計画課長	新井 淳一
2	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東亜交通株式会社 代表取締役	吉野 英治
3	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	依田 修
4	一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小池 毅
5	市民又は旅客	東久留米市自治会連合会 会長	梅本 富士子
6	市民又は旅客	東久留米市 シニアクラブ連合会 会長	有賀 康明
7	市民又は旅客	久留米中学校地区 青少年健全育成協議会 会長	番場 雅文
8	国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸 支局 運輸企画専門官	石川 龍太
9	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	西武バス労働組合執行委員長	小河 憲司
10	道路管理者	東京都北多摩北部建設事務所 管理課長	蛭間 浩之
11	道路管理者	東久留米市都市建設部管理課長	吉川 雅継
12	警視庁田無警察署長又はその指名する者	警視庁田無警察署交通課長	佐野 文彦
13	学識経験を有する者	日本大学理工学部交通システム 工学科教授	藤井 敬宏
14	東久留米市長又はその指名する者	東久留米市都市建設部長	小原 延之

東久留米市デマンド型交通  
運行計画（実験運行）

発行／令和元年8月

発行者／東久留米市

編集／東久留米市都市建設部道路計画課

住所／〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777（代表）

FAX／042-470-7809

E-Mail／[dorokeikaku@city.higashikurume.lg.jp](mailto:dorokeikaku@city.higashikurume.lg.jp)